

会議名：会話

録音日：平成26年5月28日（水）

場 所：

発言者は下記のように立っています。

安田：安田

楠部：楠部

弓場：弓場秀昭

【備考】

①0:11:09～0:20:29、②0:46:44～1:05:09の箇所を入力しています。

(①0:11:09～0:20:29)

安田 まず、文書での回答は、御用意はさせてもらってないです。前回、私が寄せていたときに、泉南市とみらいに対しては、今回の件について話をしときますというお話しさせていただいてましたね。

それで、ヤブチ部長ですね、新しく替わられて、この4月から就任されてる部長について、約1年間半、弓場さんの介護保険事業者からのサービスについてのいろんな御意見、対応してた部分について、本来は民と民の話なんで、最初はうちが何で入ったという話は南も話してましたと。

今までは、みらいの一方的なことをうちも信じて、弓場さんとの対応させてもらってたんだけど、ケアマネジャーからのいろいろな……的な文書が出てきたときに、うちが間違ってたということで、弓場さんにも謝罪をさせていただいてたと。

今後、弓場さんのほうで、どういう行動に出られるか分からないけれども、例えばみらいさんに提訴されるならば、そのときは泉南市さんもそうですし、阪南市もそうですね。そのところに出ていく可能性もありますので、そのことだけは御報告しますということで、ヤブチ部長には話をしてきました。

それと、ヤブチ部長には、介護保険課の野口さんの名前も、頻繁に私ども聞いてますけれども。

弓場 楠部さん、悪いけどね、ちょっと私、書けないんで、今の副市長が言われてること、ちょっと。

楠部 書いてる。書いてるから。

弓場 すみません。

楠部 いやいや、書いてもうて。

弓場 はい。すみません。

安田 野口さんの件も、名前も聞きましたので、どういう形なるか分からないけれども、そのときは、よろしくお願いしますねとは言うたんですよ。

それと、みらい、ここにちょっと社長を呼んでほしいということで話をしました。みらいも1人で来られました。我々もみらいの社長、もう一人おりました、副社長ですか、実質の。

弓場 あれですか、オカガですか。

安田 オカガさんね。

弓場 兄弟ですね。

安田 兄弟ですか。

弓場 兄弟。

安田 その方々と話をし、みらいさんと一緒に弓場さんどこまで行ったという経緯とかもあって、我々もみらいさんの話をうのみにしてしまった部分もありました。ケアマネジャーの、先ほど、泉南市と同じような形で、それをいろいろと読ませていただくと、みらいさんが、やはりやってはいけないことをやったんだと。本来は契約不履行だと思います。それはきちっとした理由と、1か月前に予告をした上で、そこからの行動が本来適切であったんだけど、それもなしでということだったんで。

私どもも弓場さんに対しても話合いで、謝罪もさせていただきました。実は、みらいさん、今後どういう形になるか分からないけども、そのときには、またそういった場にも出てもらうことになりますので、よろしく頼んでおきますねという話をさせていただきました。

いろんな理由があったか知らないけれども、やはりそこでサービスを停止する、やっぱりなってなかったん違いますかと話をさせていただいております。それで、約20分ほど話して、何も話は社長からは聞きませんでしたけれども、分かりましたということ。

それで、今回、9日付で、全部で9項目ほどあったんですね。

弓場 はい。

安田 このことについて、みらいと泉南市については、この要望書の中には一切入れてません。

弓場 そうなんですか。……。

安田 みらいに対してと泉南市に対してということは、この中に入れてません。これは我々が言うってことではなしに、みらいに対してのことは阪南市が、阪南市がってことを書いていただいていることについては、今日、私どもから回答させていただきますけれども、みらいに対して、弓場さんから頂いたのを伝えて、これを解消してくださいと私は言えない立場になったので、それは一切言ってません。

その要望書のことですけども、全然、まだペーパーにはまとめてはないですけども、1番のこと、これは以前に私がお伺いしたときに、異動させろという話ありましたが、これは私からどうこうじゃなくて、てんまつの件については、市長に既に報告

してますけれども、人事異動とかという部分については、定期的な異動とか、……ことは維持しないといけないこともあって、これは市長の権限に属することですので、どうこうすることは、今日、……の報告はできません。

それと、懲戒処分についてもそうなんですよ、南部長に対して。……処分の指針が当然ね、各自治体が持ってますので、それに照らしてですので、それで今後の対応になるだろうと。

弓場 ……どうなるんですか。

安田 それは市長の判断ですので。

弓場 それが分かりません。

安田 それは、今の段階でまだ出す前提ではありませんので、今後、てんまつを改めて説明させていただいて、市長が判断されることだと思いますので。

楠部 軽重、重たい軽いはあるけども、本来、……市民に迷惑をかけたということであれば、言うてもあれだけど、免職や停職や、期間3年か。

安田 はい。

楠部 ほか、新聞紙上には載ってる。

安田 訓告。

楠部 言葉は何や。

安田 訓告。

楠部 訓告、嚴重注意か、いろいろあるけども、それはまだ、もともと初めてじゃなかった話……なってくると、それまた、重たい軽いは分かりませんが、本人のためにもそうだし、ということは、今日はどれをするという意味ではないと、まだ出てないってことやな。

安田 そうです。

弓場 でも、それは白紙ということか、それとも、ただ具体的な結論が出ただけで、その段階か、それとも本当に白紙なのか、市長のほうさんと言うてるのか、そこはちょっと分からないです。

安田 いや、これは市長にお見せしてないんですよ、このことはね。

弓場 この話もまだされてませんか、そしたら、話。

安田 してません。

弓場 そうですね。

みんなそれだけですやんか。

安田 阪南市介護保険課ではできないんですよ、処分。

楠部 さっきからの問題は、南氏とみらいと、こういうふうに2つに分けると、1番のことやな、1番のことは阪南市長がすべきこと。

安田 そうです。1番はね。

楠部 そうやろう。南氏が間違っただけをしたということやね、だから、広域福祉課ではないんでしょう。

安田 ないです。

楠部 ないでしょう。これははっきりしてるわな。

安田 みらいに対する処分です。

楠部 みらいに対する処分は、南氏が間違っただけ……今では間違っただけと自らも認めてるんやから、みらいに対する処分はやな、まず……課がきっちりせないかん。

安田 起案して、これで広域福祉課が判断したら、市長に決裁もらいに行く。

楠部 ……ね。

弓場 そう違うねんて。広域福祉課は名前だけで、実際はどうなるかいったら、……、ほんなら、ヤブチさんとこ行くわけですよ。ほんならヤブチさんが、おう、そうか、分かった、はい、……とことなるやんか。何で、自分で自分の首絞めるばかりいてませんやんか。正直に、私、……ちょっと変なことしたから、うち降りるわって言えないでしょう。

楠部 それはしてもらわないかんわやな。

弓場 でも、そうなるてる。

楠部 正しいことを……利用者の立場に立たず、業者の立場に立ったことをやな、今、反省してるんやからやな、南氏のことばかり言うてるけどやな、今は。

弓場 泉南市は一個も謝ってませんよ。認めとう。

楠部 泉南市の話は、さっきの話の続きからやったら、またちょっと別問題の話であってやな。

だから、広域福祉課はどういうものかと、だから、間違っただけを行っただけのやから、それを調査して、何かをペナルティー与えるにしても……やわな。

弓場 もちろん。

楠部 僕はそんなことがあったら、世の中……。

です。うちへ来ても何にもならない。

楠部 そうそう。

弓場 でもね。

楠部 許認可。だから、間違ったことをすれば、そら間違ったペナルティーを、罰を科さんといかんということや、こんなん。

ただ、ちゃんとした解約しようと思たらできるのに、それをやな、……通して、解約にしたというのは事実やろう。僕は、だから、あんたの話おかしいなと。

安田 ただ、その話、まだ説明してませんでしたけども、実際に今回の件について、万が一サービスの継続ができないとした場合は、サービスの継続を弓場さんにできない場合は、それに、要は引き継いだ形で、阪南市が保険者として、弓場さんへのサービスの継続の手続をしないといけないんです。それは、事業者にも指導しないといけない部分はあるんです、もちろんね。

弓場 前のことはちゃんと。

安田 そうそう。みらいが。

楠部 11月末のことやな。

弓場 12月6日に行ったときに。

安田 ただ、いろんな中身は別として、普通に事業者が、弓場さんともう行けないんですよって話があれば、阪南市は保険者として、みらいに対して、いわゆる継続してもらいたいけども駄目であれば、次のサービス事業者に、うまいこと円滑な手続を取るようにみらいに指導しないと本来いけないんですね。

弓場 みらいに、こういう違法やから、ちゃんとしなければいけませんよって。

安田 そう。

弓場 それでも開き直って、いや、私は絶対阪南市の言うことも聞けへん言うたときは、分かりました、そこまで言うねやったら結構、あとは分かってますってならんとあかんですね。そうですね？

安田 そこでね……けども、いわゆる介護保険事業者と弓場さんとの契約は、これ民法での、要はみらいが提供できるサービス、弓場さんが求めているサービスが合致して、初めて契約が成り立っているものなんです。これが元で不履行という話……行政処分はできないですよ。

弓場 どういう意味ですか。

安田 そこがね、そこが……と思ってるんで、だから、全国的に処分された件数なんて、
今まで1件だけなんですよ。

楠部 契約不履行の行政処分？

安田 はい。これ分かりませんよ、……東京都でも処分されるとは書いてますけども、行
政処分してるんだったら、なかなか難しい。

弓場 いや、でも、この東京なんか……。

安田 書いてますよ。

弓場 4月の現在、こんなん出してます。これだけということやね。

安田 そこは分らんので、今、その回答の中身は考えてるんです、どう回答すべきもん
かっていうのはね。

楠部 いや、業者に対しては甘いよと。

安田 ただ、阪南市が保険者として、行政処分できるんかどうかということなんです。ね。
今は事務が下りてきてますから、……のいわゆる許認可を得た業者になるんですよ。

弓場 私、思うんですけどね、これは、彼らの一番ひきょうなところはね、本来は使えたん
ですよ。ところが一言、やっぱりこれあかんよ、いろいろあんたも分かってるんだ
ったら。でも、何で彼らが……いったら、泉南市も阪南市もオーケーしてくれたから。
彼らも泉南市から、阪南市から行政処分されたら嫌やから、だからわざわざ相談しと
う。彼らが、あなたが言うたように、裏を返して言えば、行政処分ができないんだっ
たら、最初からそんなんしないって……。

安田 多分遑ってという判断ではないです。僕はいろいろと調べてた中で、多分そうなっ
てしまったから、今、弓場さんに言ってるなんです。

だから、その辺は整理つけて、きちっとした文章で頂けるんだったら、また文書で
返さないといけないし、ただ、そこまで整理できてないので、今日は文書での回答で
きませんので、よろしくねという話なんです、そこは。